# 葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例

# 葛飾区職員定数条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

	対照表		
現 行	改正案		
(職員の定数)	(職員の定数)		
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		
(1) 区長の事務部局の職員 2,661人	(1) 区長の事務部局の職員 2,651人		
(2) 議会の事務部局の職員 17人	(2) 議会の事務部局の職員 17人		
(3) 教育委員会の事務部局の職員 224人	(3) 教育委員会の事務部局の職員 224人		
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員		
ア 学校の事務部局の職員 285人	ア 学校の事務部局の職員 265人		
イ 幼稚園の教諭 14人	イ 幼稚園の教諭 14人		
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人	(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人		
(6) 監査委員の事務部局の職員 7人	(6) 監査委員の事務部局の職員 7人		
(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人	(7) 農業委員会の事務部局の職員 2人		
合計 3,220人	合計 <u>3.190</u> 人		
	<u>付_則</u>		
	この条例は、平成23年4月1日から施行する。		
	·		

# 葛飾区職員定数条例 改正関係資料

# 1 平成23年4月1日 実人員見込み

平成22年4月1日実人員	3,090	人
平成 22 年度内 退職見込み数	△ 133	人
平成 23 年度 新規採用予定数	97	人
平成23年4月1日実人員見込み	3,054	人
対前年比較	△ 36	人

#### 2 職員数の主な増減理由

#### (1) 主な増員理由

#### 新たな組織整備にかかる増

基本計画担当課、観光課等の新設に伴う増

#### 生活保護受給世帯への対応

生活保護受給世帯の増加及び自立支援対策の充実に対応するための増

### 介護保険事業計画への対応

第5期介護保険事業計画の策定に対応するための増

#### (2) 主な減員理由

#### 給食調理委託化の拡大

給食調理業務の委託化を3校増やすことによる減

# 清掃事業の効率化

ごみ収集事業の効率的な運営による減

#### 事務効率化・執行体制の見直し

戸籍住民課証明係等の事務効率化・執行体制の見直しによる減